

電子契約の導入に関する 事業者向け説明会

令和6年10月11日

河内町役場 企画財政課



◆電子契約の対象となる契約

- 町が相手方と締結する契約のうち令和6年11月以降に契約する案件とします。

（例）建設工事、建設コンサルタント業務委託、物品および役務の提供等

なお、受注者が紙での契約か電子契約かを選択できます。

※法令等の定めにより、書面での締結・交付が必要とされている場合など、従前どおり書面による契約となることがあります。

※対象となる案件は、発注時に個別にご案内いたします。



◆電子契約の利用にあたって

電子契約を利用して契約を締結する際には、「電子契約利用申出書」を提出していただく必要があります。

・「電子契約利用申出書」への記載内容

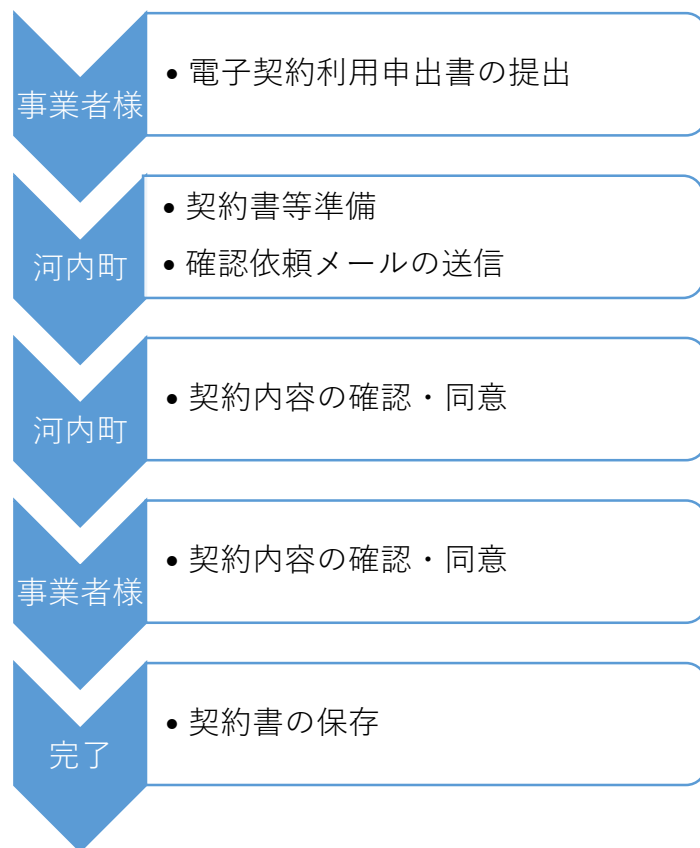
- ① 電子契約利用の同意
- ② 契約締結権限者名及び契約担当者の氏名
- ③ 利用するメールアドレス

※電視契約締結権限者は、各事業者の定めに従いご判断ください。

※町ホームページに「電子契約利用申出書」を掲載する予定です。



◆電子契約締結の流れ



**契約締結から契約書管理まで可能な
クラウド型の電子契約サービスです。**

契約交渉済みの契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで契約を結ぶことが出来ます。

書類の受信者はクラウドサインに登録する必要がありません。



◆河内町からのお願い

電子契約を利用することにより、町だけでなく契約相手方となる事業者様双方にとってメリットがあり、利便性向上に大きく貢献できるものと期待しております。

■電子契約のメリット

- ・事務作業の短縮、業務効率化（印刷・製本・押印省略）
- ・印紙不要、持参や郵送コストの削減
- ・データ保管により書類紛失等のリスク回避

積極的な活用につきまして、ご検討いただきますようお願いいたします。

